

スポーツ推進計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

本市のスポーツ施策は、昭和 61 年に「健康でたくましい心身を育むスポーツの生活化をめざして」をテーマに、幼児期・青年期・高齢期の各年代別に整理した「富良野市スポーツ推進計画」を策定したことに始まります。平成 3 年からは「第 2 次富良野市社会教育・社会体育中期計画」として改訂を行い、その後も第 3 次（平成 8 年）、第 4 次（平成 13 年）、第 5 次（平成 18 年）、第 6 次（平成 23 年）、第 7 次（平成 28 年）と継続的に見直しを重ね、自然環境や地域の特性を生かした生涯スポーツの推進、スポーツ環境の整備、指導者育成と指導体制の充実など、社会情勢の変化に応じた施策を展開してきました。

これらの施策は長く教育部局が担ってきましたが、平成 27 年 4 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正を受け、本市では平成 28 年 4 月から、スポーツ（学校体育を除く。）および文化芸術（文化財保護を除く。）に関する事務を市長が管理・執行する体制へ移行しました。これにより、平成 28 年度以降のスポーツ施策は市長部局が中心となって推進しています。

国においては、令和 4 年 3 月に「第 3 期スポーツ基本計画」が策定され、スポーツ立国を目指す政策が推進されています。また北海道でも、「北海道スポーツ推進条例」の施行を受け、令和 5 年度から 5 年間で計画期間とする「第 3 期北海道スポーツ推進計画」が策定され、地域特性を生かした健康づくりや魅力ある地域づくり、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進められています。

本市においても、第 6 次富良野市総合計画の基本施策として「文化スポーツ活動を楽しむまちの実現」を掲げ、特定非営利活動法人ふらのスポーツ協会等と連携しながら、市民のスポーツ活動の推進やスポーツ環境整備に取り組んできました。

現在、人口減少や少子高齢化が進む中で、競技団体に加入する競技者数の減少が顕著化しており、単独での活動が困難となる競技も増えています。また、少子化や働き方改革に対応した部活動の地域展開への準備、スポーツ施設の老朽化対応など、スポーツを取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

これらの状況を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、時代の変化に応じたスポーツのあり方を再整理し、本市の特性や地域資源を生かしたスポーツ活動の推進を図る必要があります。誰もが生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らすことができるまちの実現を目指すため、ここに新たな「富良野市スポーツ推進計画」を策定するものです。

	H27.4.1(人)	R7.4.1(人)	増減(人)	割合(%)
総人口	22,956	19,290	▲3,666	▲16.0
14 歳以下	3,022	1,965	▲1,057	▲35.0
15～64 歳	13,073	10,404	▲2,669	▲20.4
65 歳以上	6,861	6,921	60	0.9

※過去 10 年間の年代別人口の推移

Ⅱ 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づき、特定非営利活動法人ふらのスポーツ協会（以下、「ふらのスポーツ協会」という。）、富良野市スポーツ推進委員、地域スポーツ関係者などから意見を聴取しつつ、本市の実情に即したスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、本計画は、国の「第3期スポーツ基本計画」および北海道の「第3期北海道スポーツ推進計画」との整合を図りつつ、第6次富良野市総合計画が示す基本施策の方向性を具体化する分野別計画として位置づけられ、スポーツ行政を推進するための基本的指針となるものです。

●スポーツ基本法

第10条 都道府県及び市町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条例に定めるところによりその長がスポーツに関する事務を管理し及び執行することとされた地方公共団体にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

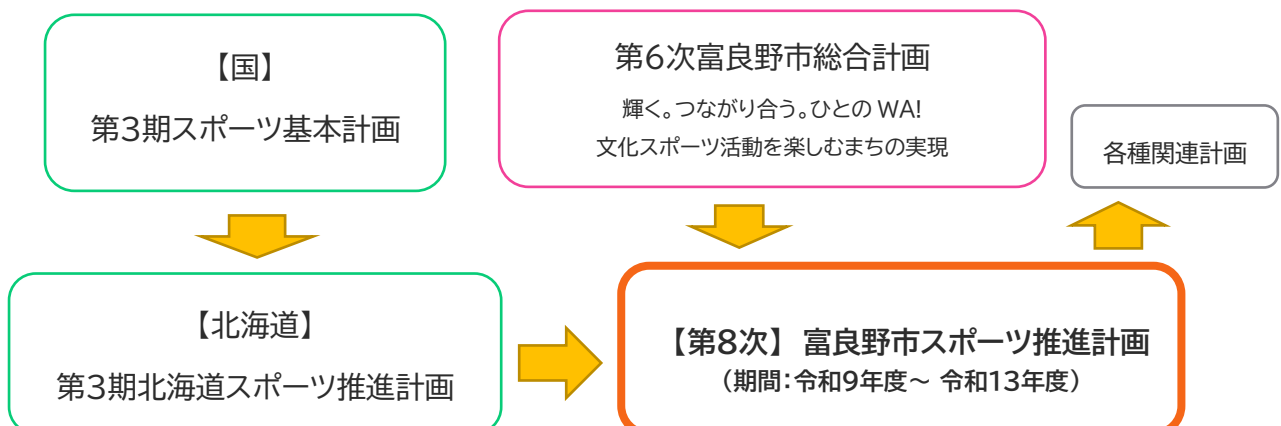
Ⅲ 計画の期間

この計画は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間で計画期間とします。

Ⅳ 進捗管理

本計画の進捗状況については、定期的に取り組内容を整理し、富良野市スポーツ推進審議会に報告します。審議会からの意見や助言を踏まえ、施策の改善や重点化を図ることで、計画の効果的な推進に努めます。

また、本計画は、経済・社会情勢の変化や、国の「スポーツ基本計画」、北海道の「北海道スポーツ推進計画」、さらには「富良野市総合計画」など関連計画の動向を踏まえ、本計画を取り巻く環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行い、持続的かつ実効性あるスポーツ推進を確保します。



昭和 61 年 富良野市教育計画「社会体育編」

富良野市スポーツ振興審議会（15 名）で審議

「富良野市スポーツ振興計画」策定（S 61～H 2）

テーマ：健康でたくましい心身を育むスポーツの生活化をめざして

各年代（幼児期・青年期・高齢期）ごとに項目分けし、方向性等を規定

平成 3 年 「第 2 次富良野市社会教育・社会体育中期計画」策定（H 3～H 7）

平成 8 年 「第 3 次」（H 8～H12）

平成 13 年 「第 4 次」（H13～H17）

平成 18 年 「第 5 次」（H18～H22）

スポーツ振興審議会（14 名 体協、体指、少年団、野球、スキー、バレー、山部、麓郷、東山、校長会、教頭会、J C、公募）

H19 富良野市スポーツ振興審議会条例廃止 社会教育会議の中で**部会として審議**へ

平成 23 年 「第 6 次」（H23～H27）

スポーツ部会（7 名）体協、体指、校長会、麓郷、山部、子ども会、公募）

テーマ：自然や地域の特性を活かした生涯スポーツの推進

平成 28 年 「第 7 次」（H28～H32：R 2）

スポーツ芸術文化部会（6 名）文団協、体協、高校、演劇工房、体指、自然環境

推進目標：地域の特性を活かした生涯スポーツの推進

課題 ・幼児期から高齢期までの各期にあったスポーツ活動の機会の充実

・各種スポーツ施設の環境整備

・指導者育成と指導体制の充実。あわせて各団体の育成

推進項目

- ① 健康で生きがいのある市民生活をおくり、誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツの振興
- ② 関係機関・団体と連携し、軽スポーツから競技スポーツまで幅広い生涯スポーツの実現とスポーツ団体育成支援
- ③ スポーツの効果による地域活性化に向け、全道、全国、国際大会等の誘致の推進

◆スポーツ推進計画の策定要件

根拠：スポーツ基本法

第 10 条 **市長は地域の实情に即したスポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする。**

2 スポーツ推進計画を定めるときは、**あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければならない**

第 30 条 市町村に**スポーツ推進計画等の重要事項を調査審議させるため、条例に定める**ところにより「**スポーツ推進審議会**」を置くことができる。

関連

第 34 条 地方公共団体は、**スポーツ団体に対し、スポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。**

第 35 条 スポーツ団体に**補助金を交付しようとする場合には、スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。**（審議会への諮問）

★審議会委員

スポーツ協会 スポーツ推進員 山部体育振興会 東山体育振興会 麓郷スポーツクラブ
校長会 高校 公募 1 合計 8 名以内

策定スケジュール

	スポーツ推進審議会	市議会・パブコメ
6月	委員公募	
7月	委員委嘱	
8月	第一回審議会 ①計画策定の概要について ・スポーツ推進計画の策定にあたって ・策定スケジュールについて ②計画の基本的な考え方 について ・スポーツを取り巻く環境と目指す姿 ・基本理念と施策の概要 骨子作成	
9月	第2回審議会 ○計画骨子(案)提示・審議 素案作成	
10月	第3回審議会 ○計画素案 提示・審議 素案作成	
11月	第4回審議会 ○計画最終案 提示・承認 最終案作成	
12月	計画答申	
1月		パブコメ予告 22 日
2月		パブコメ実施 1 日～20 日 教育委員会意見聴取
3月	計画最終案決定	行政報告

計画の基本的な考え方について（案）

I スポーツを取り巻く環境

スポーツを取り巻く環境は、この10年間で大きく変化しています。まず、人口減少と少子高齢化が進行しており、平成27年に22,956人であった人口は、令和7年には19,290人へと減少しています。特に、スポーツの基礎的能力が大きく伸びる15歳以下の人口は▲35.0%と大幅に減少する一方、65歳以上の高齢者は0.9%増加しており、年齢構成に大きな変化が生じています。

少子化の進行は、少年団活動や学校部活動にも大きな影響を与えています。地域の団体スポーツでは、これまでの枠組みでは競技者数が不足し、チーム編成が困難となるケースが増えています。また、地域内に多数存在したチームが減少したことで、練習試合や公式戦の開催機会も低下し、子どもたちがスポーツに触れる機会が少なくなっています。こうした状況を踏まえ、国は中学校部活動を地域で支える「部活動地域展開」を掲げ、関係機関による協議が進められています。

また、各種競技の活動拠点となるスポーツ施設では老朽化が進行しており、競技規定の改訂等により、従来通りの公式大会が開催できない事例も出ています。利用者が安全かつ安心して活動できる環境の確保、競技団体の活動実態やニーズを踏まえた質の高い施設整備など、計画的かつ効率的なスポーツ施設の整備（更新）が求められる状況にあります。

II めざす姿

人口減少や少子高齢化の進行により、将来のスポーツ参画人口の減少が見込まれる中、スポーツを取り巻く環境や社会状況は大きく変化しています。

こうした状況において、本市は「スポーツの持つ力」を最大限に活用し、地域が有する歴史や資源を生かしながら、市民が身近にスポーツを楽しめる環境を整備していきます。

そのことにより、誰もが心身ともに健やか（健幸）で、安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現をめざします。

基本理念と施策の柱（案）

I 基本理念

『自然と共に、誰もがスポーツを楽しめるまち・ふらの』

本市の豊かな自然環境と地域資源を活かし、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、すべての市民がスポーツを通じて健康で楽しく暮らせる社会の実現を基本理念とします。

II 基本目標と施策の柱

基本目標Ⅰ スポーツ機会創出と推進

- 1 誰もがスポーツを「する」機会の創出
- 2 スポーツを「みる」「しる」機会の提供
- 3 スポーツによる健康づくり

基本目標Ⅱ 地域スポーツ活動の推進

- 1 地域で「ささえる」スポーツ活動
- 2 競技スポーツの推進

基本目標Ⅲ スポーツ活動の環境整備

- 1 スポーツ施設の計画的な整備
- 2 スポーツ施設の適正な管理運営

計画体系図

基本目標

施策の柱

施策項目

